

裁判所書記官印

## 證人調查書

(この調書は、第10回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成21年(ワ)第745号  
期日 平成23年2月9日 午後2時00分  
氏名 藤澤等  
年齢 [REDACTED]歳([REDACTED]生)  
住所 [REDACTED]  
宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

## 陳　　述　　の　　要　　領

反訳書のとおり

## 以 上

せん 宣 せい 誓

りょうしん  
良心にしたがい、知つてい  
ることをかくさず、正直に述  
べることを誓います。

しめい 氏名 みじ さわ まよ  
眞  
眞



原告代理人北爪

甲第117号証（平成22年3月24日付け陳述書（藤澤等））を示す

1 これは、わたしないし代理人の木佐弁護士のほうが証人の話を聞いて次の書面にまとめたもので、証人が内容を御確認の上、最後に、署名、押印されたということで間違いありませんか。

ええ、間違いありません。

2 この陳述書にあるように、被告大学の前身のシーポルト大学設立の段階から被告大学に関与されているということでよろしいですか。

はい、そのとおりです。

3 被告大学設立時からのメンバーで現在も大学に残っている人というのは、証人のほかにだれかいらっしゃいますか。

わたしと久木野先生の2人だけです。

4 久木野先生というのは原告久木野憲司さんですね。

そのとおりです。

5 ほかにだれかいますか。

ほかにはいらっしゃらないと思います。

6 証人は被告大学が法人化する前の平成13年、2001年にベンチャー企業を立ち上げられましたね。

はい。

7 ベンチャー企業立ち上げは产学連携の事業ということでよろいしですか。

そのとおりです。

8 現在もその事業というのは継続してますか。

はい、そのとおりです。

9 現在も証人はその事業に関与されてますか。

いや、一昨年からわたしはもう代表を退いてタッチしておりません。

10 代表を退いてということは、ほかにだれかが代表者になられたということで

すかね。

はい、わたしの妻がなっております。

- 11 証人がベンチャー企業を立ち上げられて兼業をされている際、大学のほうはどういった対応でしたか。

御存じのようにシーポルト大学は産官学連携ということで、我々教員に対して、できるだけ大学発のベンチャー企業を立ち上げるようにという話がありまして、それに沿った形でわたしとしては [REDACTED] をこしらえたわけです。

- 12 原告久木野さんのはうがバイオラボ社を立ち上げた際、大学はどういった態度を取ってましたか。

そのことについては直接わたしは分かりません。しかし、大学全体としては、今も言いましたように、産官学連携事業を進めるようにという方向でしたので、きっと久木野先生の場合も同じようだっただろうと思っています。

- 13 証人の会社の方でやっていることと、証人の大学での研究業務というのと関係はありますか。

もちろん。そもそも、わたしの専門は社会心理学なんですけれども、社会心理学の中の集団での人間関係ネットワークというのがわたしの主題です。ネットワークということから、ネットワークのありようというものは人間関係だけではなく、それがコンピューターネットワークであろうと神経回路網であろうと同じだろうというようなことで、分野横断的な研究がわたしの専門です。そういう意味から言うと、無線 LAN によって人々を結ぶという意味での人間関係ネットワークと、コンピューター同士が結ばれているという意味でのコンピューターネットワークが共存しているという形ですので、もちろんわたしの専門の分野なりの話だと思っております。

14 会社の事業の中で、実質は証人の大学教員としての研究が主であるという業務はありますか。例えば営業であるとか、販売であるとか、マーケティングとか、純粹に会社業務というのとは別に、どちらかというと会社の業務というよりは、証人の研究が主であるものを会社でやっているというようなことはありますか。

もちろんあります。NPOの場合も、会社の場合も、研究班という一応仮の組織がありまして、そこにはわたしだけではなく、光華女子大の助教授であるとか、あるいは九州大学の教授であるとか、その他学問分野の方々がかかわっていただいて、これまでに住民調査であるとか、あるいは態度調査であるとかいうこと。それから新たなネットワークの組み方というようなことについて、学術的な研究をしております。それは本になって刊行されております。

15 会社の業務と研究業務をきれいに線引きすることは可能ですか。まず結論だけお答えいただけますか。

非常に難しいと思います。

16 証人がベンチャー企業を立ち上げるに当たって、大学の方から兼業許可というのを受けましたか。

これは何度か聞かれたんですけれども、兼業許可を出せと言われたことは覚えております。出したというのも、何か後で書類を見てみるとどうも出しているようなんですけれども、定かな記憶ではありません。

17 兼業に条件というのは付いてましたか。

条件というか、基本的には口頭ではありますけれども、「先生、土日と夜にやってくださいね」というような話はありました。

18 口頭であったということですね。

口頭です、はい。

19 これまで兼業許可証というような書面をもらったことはありますか。

これもまた、少なくとも、わたしは手渡しでそれをいただいたということはありません。メールボックスに入っていたとすれば入っていたのかも分かりませんが、その辺も実は定かではありません。

乙第27号証（兼業従事許可証写し）を示す

20 このような許可証をもらった御記憶ってありますか。

ありません。

21 この書面に証人のお名前が書いてあるわけですけども、これを見てどうですか。

よく分かりませんが、まあ許可するという話なんでしょう。それから勤務時間の割り振り不要という、この意味がよく分かりません。

22 一番下の勤務時間の割り振りという記載部分も意味が分からぬといふとですか。

ええ、そうですね。

23 説明を受けた御記憶はありますか。

もちろんありません。

乙第26号証（兼業従事許可申請書）を示す

24 これは証人の名前が書いてあるわけですけれども、あなたが大学に提出したものですか。

どうもそうらしいです。出したという記憶が実はあまり定かではないんですけども、少なくとも従事する職の内容というところにC〇と書いてあるので、こんな書き方をするのはきっとわたしだけですんで、これはわたし自分が書いたものなんだろうと思っています。

25 それが証人がこれを出されただろうと考えられる理由ですね。

そうです。

26 逆に証人が作成したものではないと思われる点ってあったりしますか。

明らかに日付ですね。このような数字の書き方をわたしはしませんので、これはだれかが後で書いたものだろうと思います。

- 27 日付というのは乙26号証の平成18年3月31日という日付ですか。  
そうです。

- 28 これは証人の字ですか。

いいえ、違います。わたしはこういう文字の書き方はしなくて、もとと縦のかっちりした書き方を普通します。

- 29 乙26号証に印鑑がありますね。これは平成18年当時、証人が使用されていた印鑑ですか。

はい、非常に似ていますのできっとそうだろうと思います。

- 30 平成18年当時、普段から使っていた印鑑ですか。

いえ、普段はこれは使っていなかったと思います。これは三文判ですので、わたしもこれと同じやつを持っていましたから、まあそれなんだろうなと思っています。ついた覚えはありません。

- 31 ついた覚えはないわけですね。

ありません。

- 32 この申請書を証人が大学に提出したかという記憶はどうですか、あるかないか。

それを何度も思い起こすんですけども本当にしたようなしないようなという、非常に申しわけありません、記憶があやふやです。

- 33 仮に証人が提出していたとして、この申請書に書いてある平成18年3月31日に提出したと思いますか。

いや、それは絶対にないと思います。

- 34 それはどうしてですか。

3月末日にこんな書類を提出するなどということは普通考えられませんし、大体3月31日に大学に出てることはほぼないと思います。

35 まず、3月31日に提出することが考えられないというのは、どういった理由からですか。

もちろん一番は年度末ですし、大学としては卒業式も終わってしまって春休みに入っているわけですから、これを3月31日に提出するとなれば、それこそ呼び出されて提出しなさいというような話でもない限りは、そんなことはないと思います。もし、そうであったとすれば、ちゃんと記憶しているはずだと思っています。

36 乙26号証の従事する時間という欄に、土曜・日曜及び18時から21時とありますね。

はい。

37 兼業許可を受けるに当たって、証人のほうに大学から、土曜・日曜及び18時から21時だけ兼業してもいいですよ、それ以外の時間はダメですよという説明はありましたか。

ええ、「こういうふうに書いておいてください。」と言われた覚えがあります。ここで兼業の許可申請書に書けと言われたわけではなくて、「兼業をするのであれば土曜・日曜と夜しかダメですよ。」というふうに言われました。

38 この兼業許可申請書に記載するために言われたんじゃなくて、別の機会に言わされたということですか。

きっとそうだと思います。

39 証人が平日の日中に兼業したことというのはありますか。

あります。

40 どの程度ありますか。週に何日とかいう感じで言うと。

その時期その時期によって異なりますけれども、週のうち1日、2日はまず間違いなく兼業していたと思います。

41 先ほどのお話だと申請書のときではないにしても、大学の方から土曜・日曜

とか 18 時から 21 時の間だけ兼業してもいいですよという話があったわけですよね。

はい。

42 平日の日中にも週に何日かは兼業していることがあったんですね。

はい。

43 そのことを平日の日中は兼業してはダメですよと大学から注意されたことがありますか。

いや、久木野先生のこの話があるまでは全くありませんでした。

44 兼業に関して大学から振り替えの手続を求められたことはありますか。

ありません。

45 ないですかね。

ないです。はっきりないです。

46 大学が、証人が平日の日中に兼業していることを認識していたかどうかはあなたの方で分かりますか。

認識なさっていたと当然のことながら思っております。

47 どうしてそういうふうに思われますか。

前の事務局長の山口さんと何度も話していましたし、その話の中で、  
██████████の話は当然のことながら出てきますし、山口さん自身  
から「先生、何やったらわたしお金集めてきますから、もっと大きく  
しあったらどうですか。」というような話さえ聞いたわけですから。  
土日と夜しかやってないという話では毛頭なかっただろうと、そういう  
ふうに認識なさってただろうと思っております。

48 山口さんというのは大学の事務局長の方ですか。

はい、そうです

甲第 117 号証を示す

49 2 ページ目、3 という段落の上、その下から 2 行目ぐらいから、「何らか

の兼業条件の書類があったわけではありません。申請書のような形は皆無だったと記憶します」という記載がありますけれども、この点を正確に言うと、先ほど御証言いただいたのが正確ということでおいいですか。それとも、こちらの陳述書が正確でしょうか。要するに先ほど申請書をお見せしましたよね。あれを出されたという御記憶がはっきりしないというふうに先ほど証言されましたよね。

そうです。それが正しいです。

50 この陳述書よりも、先ほどの証言のほうがより正確であるということですね。

そうですね。

51 ここに書かれている記憶というのは、そのような記憶がそもそもないんで、こういうふうに記載されているということですね。

まあ、そうです。

52 証人が大学内における勤務に就いていたのは、1週間のうち何日間ぐらいでしたか。

わたしの授業は少なくとも月曜、火曜、水曜がありますので、その月、火、水の三日間は間違いなく勤務していましたし、あの木曜、金曜のうちのどちらか、あるいは両方ともということもあったと思いますけれども、そのときには [REDACTED] をやっていたというようなことです。

53 証人は大学外で大学の研究業務であるとか、あるいは授業の準備といった大学の仕事をしていたということはありましたか。

大学の教員なら、それは当然だと思います。

54 大学設立から現在までの間に、大学から勤務に関する記録の提出というのを求められたことはありますか。

[REDACTED]  
ええ、これは一昨年、ちょっと日にちははっきり分かりませんけれども、暮れあたりです。勤務状況を提出してくださいというような話

があったように記憶しております。

55 一昨年の暮れというと平成21年12月ごろですかね。

そうですね。

56 それは証人だけに提出を求められたものですか。

いいえ、これはわたしが聞いたところによりますと全教員にという話でした。

57 証人に個別に何か記録の提出を求められたというのありますか。

それは全くありません。

58 証人自身、先ほど言われた兼業の口頭での話の条件というのは、意識はされてましたか。してたか、してなかったかということです。

いや、そんな意識をしているわけではありませんでした。

59 被告大学のほうに、教員にも勤務時間の規程というものがあるんですけども、それは御存じですか。

もちろん知っています。

60 どうして知っているんですかね。

わたしがこのシーポルト大学の設立準備室というところに所属していましたんですけども、そのときに、当時の部長であった方と勤務時間というか服務規程の話でわたしと数名の方がお話をしたことがあります。そのときに、わたしは「大学が時間で何か決められるというのはおかしい。」というふうに言いましたら、「いや藤澤先生、もうそれはちょっと今ここで変えるのは大変なんですよ。」と。「特に、前身の県立の短期大学がそうなっているんです。」と。「だから先生、申しわけないですけども、まあ一応こういう形で。」と、「設立されたらまた後で変えますから。」という話でしたので、そのときの記憶は非常に鮮明に覚えております。

61 結局、勤務時間の規程自体は残すということになったんですかね。

そうですね。まあ大学の教員の実際の勤務実態と合わないことは初めから承知の上で、諸所の手続云々、あるいはその歴史的な経緯云々から、いたし方なしという判断だったと記憶しております。

- 62 それで、教員の勤務実態に合わないということになって、勤務実態をそのままにするのはだめというようなことは言われなかつたんですか。

いいえ、もちろん言われませんでしたよ。どちらかというと、それはいわば県の側も分かっていることでしたので、そういう意味では朝の9時に出てこいなどということは言われたためしはありません。

- 63 規程はあったけれども、運用について何か申し合わせとかはありましたか。

運用についての申し合わせというものは特にありませんでした。

- 64 実態についてとやかく言わないということを先ほどお話しされましたけれども、それについて、実際どうだったんですか。

実際、別にとやかく言われませんでした、この久木野先生の話になるまでは。

- 65 そうすると、口頭での話のとおりに実際運用されていたということでいいんですか。

ええ、そのとおりだと思います。

- 66 それについて書面はありましたか。勤務時間の規程は作るけれども、運用は各先生にお任せしますよというような。

いや、そんな書面はないと思います。

- 67 口頭の話だけですか。

そうです。

- 68 実際の運用上も特に言われなかつたという事実関係があるということですか。

はい、もちろんそうです。

- 69 ほかにそういう口頭での合意というものは何かあったんですか。

それはもう準備室のことですからさまざまにありました。

- 70 そのときの長崎県庁にいた方で、現在の被告大学に勤務されている方はだれかいらっしゃいますか。

いえ、全くいらっしゃいません。

- 71 先ほどの勤務時間の件ですけれども、規程上の勤務時間を守ってないからだめだということは言われなかつたということですけれども、それは被告大学が法人化された後はどうですか。

法人化された後も、この事件が起こるまでは、そんなことをとやかく言うような話では毛頭ありませんでした。

- 72 大学にいらっしゃる時間帯の中だけで、証人の給料に対応する仕事というのをされていましたか。

だから、大学の教員の仕事というのが、何か時間によって決められてできるものでないことはあまりにも明らかで、だれしも分かっていることだと思います。家に帰ってから、当然のことながら調べものもするでしょうし、授業の準備もしますし、それは自分の研究そのものも、当然のことながら、家でやることの方が時間的には長いわけですから。大学にいるときだけが勤務時間であって、そうでないのは勤務時間でないと、わたしも含めて、大学の教員が思っているとは思えません。

- 73 被告大学のほかの教員の方で勤務規程どおりに9時から5時50分の間、ただその時間はきっちと大学内で勤務をされている方というのはいらっしゃいましたか。

お一方を除いては、わたしは知りません。

- 74 大学のほうに、自分の勤務時間を、こういうふうに何時に来て何時に帰ったんだと報告されているような教員の先生というのはいらっしゃいましたか。

この事件が起こるまでは、そんなことがあろうとも思わないぐらい

に。ただし、出勤簿というのが存在しているということは知っておりましたし、何か下手すると半年分ぐらいいたりなんかしました。

- 75 先ほどの質問は、大学に報告をしている教員はいましたかという質問ですけども、それについてはどうですか。

それはもう全くないと思います。

- 76 逆にお尋ねしますけども、大学が各教員の毎日大学へ出勤した時間であるとか、休憩時間、帰宅時間とかを調べたり、そういう記録をつけてるとかいうことはありましたか。

それは全くないと思います。

- 77 先ほど、9時から5時50分までの間に1人だけきちんとされている方がいらっしゃったということですけども、それはどうして知られたんですか。

それは当の本人に「先生、そんな朝の9時から出てくるの大変でしょう、そんなのだれも出てきませんよ。」というふうに言ったら、その先生が「いや、わたしは元々公務員みたいなところにいましたので、どうも朝の9時に出てこないと気持ちが悪くって。」というふうにおっしゃって、お互い笑ったという記憶があります。

- 78 そのお話は証人とその先生とお二方でされたんですか。

いいえ、周りに何人か先生がいらっしゃいました。皆さん方、笑ってらっしゃいました。

- 79 笑っていたというのは、きっちとしているというのはおかしいという趣旨ですか。

おかしいとは言わないですけれども、きっちとしてるねと、わたしも含めてほかはそんなことないのにという笑いですよね。

- 80 朝の9時から午後5時50分までというふうに勤務時間をきっちりしなさいと決められた場合に、大学教員としての職務をまとうするということは可能ですか。

それは絶対不可能だと思います。

81 理由は何ですか。

大学の教員の仕事の内容というのは基本的には教育と研究であるわけです。教育はもちろん授業の中でやるわけですけれども、授業以外のところででも、当然、教育をすることになります。例えば、わたしも毎年やっていますけれども、ゼミ合宿なんかで学生を連れてどこかへ出かけるということもありますし、それ以外にも、授業の用意というものにもかなり時間は割くわけですけれども、それも大学の時間内でできるかと言われば、それはないと言わざるを得ません。研究に至っては、わたしなんかもそうですけれども、研究室でじっと座ってやるほうが生産性が上がるという先生もいらっしゃいますが、わたしも含めて、そうではなくて、どちらかというと片手にコーヒー飲みながら、何か特に専門書なんかを読みながらが一番生産性が上がるんだと考えてらっしゃる先生が多数いらっしゃると思いますし、きっとその方が過半数だろうと思っております。

82 時間管理をきっちりされるということになると、研究を100%の力を出し切るのが難しいということですか。

100%どころか、ほぼ不可能になると思います。時間管理をされるということそのものが既に発想の枠を決められるということに等しいので、そういうことがあるだけでも、何か新しいことを生み出すときの障壁になると、わたしなんかは思っています。

83 それで先ほどお話しいただいたように、実際は各教員の先生方が各自の研究をまとうできる方法で大学の業務に従事されていたということですかね。

そうですね。当然、調査だったら外に行かなきゃいかんし、泊まってやらないかんこともありますし、それは当然のことだと思っております。

84 証人はセンター入試とか入学試験を除いて、平日の午前9時から午後5時50分以外の時間に大学で仕事をしたことはありますか。

もちろんあります。

85 どの程度ありますか。週に何日とか、何時間ぐらいとか。

そんなに多いとは思いません。ならば1日分もあるとは思えない  
ぐらいです。

86 午前9時から午後5時50分以外の時間帯で仕事をしたことについて、大学の方から残業手当のような手当をもらったことはありますか。

一切ありません。わたしはどちらかというと文系の人間ですので、  
そういう意味では専門書が基本的にはフィールドですが、例えば久木  
野先生のように理系の先生方はそれこそ徹夜で実験をされたりするわ  
けですから、その時間帯なんかに至っては、もうとんでもないこと  
になると思っております。

87 そういった先生方は残業手当もあってたんですか。

そんな話は聞いたことがありません。

88 そういった理系の先生方が夜遅くやっていても、残業手当はもあってなかっ  
たということですかね。

ええ。それがまた、当然だと思っております。

89 証人御自身、今回原告の方に懲戒処分の手続が始まった前後、平成21年9  
月15日前後のことですけれども、そのころに兼業許可に違反した行為をして  
いるとか振り替え手続をきちんとしているかとかいったことで、勤務実態  
の調査を大学から受けたことはありますか。

勤務実態の調査ということの中身はよく分かりませんけれども、そ  
の当時、こういうようなことになりましたのでと、バイオラボの話が  
出てきましたので、「先生、自分の身を守るためにもしっかりと出勤  
簿にはんこを押してくださいね。」というふうに言われました。

甲第279号証の2（反訳（原本））を示す

90 ここに証人と百岳事務局長との会話が記載されているんですけども、平成22年3月26日に証人が百岳事務局長とこのような会話をしたことがありますか。

はい。

91 証人はこのとき会話を録音されていたんですよね。

はい、そのとおりです。

92 4ページ目、5ページ目を示します。4ページ目の下から2行目ですけども「ここ、はんこ押してちょうだい」という話でと、証人の発言としてあるんですけども、このときのやりとりというのはどうだったか覚えてますか。

ええ。これはわたしが労働基準監督署へ行って、大学の勤務実態について聞かれたことがありました。それによって労働基準監督官が大学へ出向いたそなんですけども、そのときに、教員の勤務実態を明らかにしろというような話だったそうです。これも事務局長から聞いた話ですけどもね。そのときに、最初に出された書類に対してわたくしが、1週間40時間というのは守らなければならないんですよとかいうことが出された紙のところに書かれてありましたので、その40時間になるようにわたしは自分の家で研究してますとか、朝方やつてますとか、夜やってますとか、要は朝の9時から5時50分まで以外のところに線を引いて提出しました。そうしたら、事務の方がわたしの研究室までいらっしゃって、「先生、それでは困るんです。」と。

朝の9時から5時50分までというふうに、そのときには既にそういうふうに線が引かれておりまして「済みませんけど、先生こういうので、ここへはんこ押してちょうだい。」と言われました。わたしはそのときに、「そんなことしたら本当にやぶへびやで。」と、「それをやると言ってわたしのがはんこ押すんやったら押してもいいけれども、

これをやってしまったら、逆に、それこそ先ほどからの話があるように超過勤務手当であるとか残業であるとか、あるいは休日出勤であるとか、それ全部お金払えと言ったら払わないかんようになるよ。だから、こういうようなことは言われたからやれと言うんやったら、はんこは押すけれども、そのまま事務、大学の方としては余計窮地に陥るよ。」というふうに言ったんです。

93 そういうやりとりだったということですね。

はい、そうです。

94 そうすると、証人が元々書かれていたのが、証人自身の勤務実態だったということですよね。

そうです。

95 実際にはんこを押されたのは、勤務実態とはずれていたものだったわけですね。

もちろん、最初のやつにもはんこ押しましたけれども。後のやつにも、どうしてもと言うから、ほんならということではんこ押しました。

96 証人としては大学の方から言われてはんこ押したけれども、実態とは違うという認識であるわけですね。

もちろんそうです。

97 そのはんこを押した書面、何のためのものと聞きましたか。

労働基準監督署が勤務実態を把握したいので書面で提出してくれという話なので、まあいわば決まっているような形で書面を提出させてくださいという話でした。

98 録音していた日以外に、大学から証人が呼び出されたことはありますか。  
ええ、数度あります。

99 大学から呼び出しを受けるというのは、よくあるんですか。  
いいえ、まずめったにないことだと思っております。

甲第262号証（上申書（藤澤等））を示す

100 これは証人が作成の上、署名、押印されたもので間違いないですか。

ええ、間違ひありません。

101 この上申書を証人が書くと言われたときに、百岳事務局長はどういった反応を示されましたか。

わたしはそもそもこの裁判自体が民事ですし、ある意味では、「大学と久木野先生の間で歩み寄られたら。」と百岳さんにも言っておりました。しかし、そもそも、そういう歩み寄りをしないのは先生の方であって、我々の方としては歩み寄るつもりなんだとおっしゃいました。そういうことであるのなら、わたしとしてはもうどちらに付くという話ではなく、こういう話からは身を引きたいということで上申書を書かせていただいたわけです。

102 書いた後、事務局長から何か言われましたか。

事務局長はほっとしたような顔をしてはりましたですね。ああ、そうですかというようなことでした。わたしとしては両者ともどもにこれを出したということをはっきりさせるために、両者にこの上申書を出しますという話をしました。

103 ほかには何か言わされましたか。

事務局長としては、ほっとしたというような感じで、「まあまあ先生良かったですわ。」と。「このまま証人に立ってうんだらかんだらという話になれば、先生も同じことやねんから、委員会立ち上げて同じようなことせなあかんかったかも分かりませんしね。」というようなことも言されました。あるいは、わたしとしては、それでもなおかつ歩み寄ってちょうだいという話をしましたので、そのときに「わたしの一存ではこれは決められんのですよ。」という話でした。

104 わたしの一存では決められんというのはどういう意味ですか。

そのときにもおっしゃってましたけれども、「特に県議会の方からいろいろありますし。」と言葉を濁してらっしゃいましたが、基本的には県議会の方からの圧力があるので、わたしあるいは大学ができるうできるような問題ではないんですという趣旨だったと思います。

甲第263号証（平成22年3月24日付け陳述書（藤澤等））を示す

105 これはあなたが最後に署名、押印されたものに間違いないですね。  
はい、間違ひありません。

106 この陳述書の2ページの上から6行目、もし裁判所で大学の実情を証言したら、あなたについても大学の中で委員会を作り同じように処分せざるを得ないようになりますよとも言われましたと書いていますけども、これは事実ですか。

事実です。半分笑いながらですから、そうしますよという意味では毛頭ないとわたしは思っておりますけれども、基本的にはこういうふうに言われました。

107 いつごろの話ですか。

これはしたがって、先ほどの上申書を提出した後の話です。

108 証人として出廷しないということをお話しされた後に、そういうふうに言われたわけですか。

そうです。

109 ほかの教員も証人と同じように呼び出しをされて調査をされたかどうかということは御存じですか。

いいえ。少なくともわたしは聞いておりません。

原告代理人木佐

110 被告県立大学の設立時と現在とで、県庁ないし大学当局側の姿勢、そして各先生方教員の姿勢に何か変化というのはござりますか。

わたしが辞めると言い出した最大の原因はそこにあるのでして、そ

そもそもこの大学を作ろうというときには、わたしは関西大学にいたわけですけど、そこから副知事に呼ばれてこちらへ来たわけです。当然のことながら、いい大学を作りたいという情熱でもって長崎まで來たわけです。実際、給料は関大のときの70%ぐらいになったわけですから、それでも構わないと、シーボルト大学がいい大学になってほしいと思っておりました。また、設立時にかかわった人間、特に久木野さんを含め我々準備室の人間、それからその準備室の人間が全国の大学から・・・。

111 少し簡潔にお願いします。

どちらにしろ、大学らしい大学を作りたいというのが最初の目的でしたし、最初はまさにそういう形でスタートしていきました。しかし、まず一つは県立短大の先生が同じように4年制の大学にスライドしてこられたということで、その風土の違いというのがかなりありました。教授会も、最初はいろいろなことについて話をしたんですけど、言っている間に教授会は上意下達の場と位置付けられるようになりました。県の意向が大学にここまで反映するのかと思うぐらいに、いろいろなところで我々の活動というか、研究、教育が一つの枠の中にはめられていったというのがこの10年間の軌跡だと思っています。

112 そうすると、教員の側、当初から県立大を作るために来られた先生たちは、どのように心理的に変化を持たれたと感じておられますか。

ある意味では大学のあるべき姿と乖離していくのを目の当たりにして多くの先生方がお辞めになりました。したがって、残っているのは久木野先生とわたしだけなんですけれども。新たに入ってこられた先生方は、もうそういうものなんだとお考えの方が多いと思います。

113 証人はこの3月末をもって定年に至らないのに退職をされるそうですが、差し支えない範囲で、なぜ大学をお辞めになるのかお話しいただけますか。

それはただ一言、わたしが思い描いたシーボルト大学、今の県立大学とは似て非なるものになってしまったので、わたしとしてはこの県立大学の中で教育、研究を続けていくことができないと判断したからです。

- 114 今日ここで証言いただいた内容によって、証人が大学の中で今後不利益な処分を受ける可能性があると思いますが、この点を分かった上で、あるいは承知した上で今日証言なさってますか。

もちろんそうです。だからこそ、わたししか証人に立つ人間がいなかつたんだろうと思います。

- 115 原告久木野教授が振り替え手続をしなかったということで、今回懲戒処分を受け、このような裁判になっていますが、最後に証人のお立場で何か言っておきたいことは。

被告代理人木下

- 116 今、あなたの大学での専門分野は、社会心理学の中のシステム・ネットワーク論ということでよろしいですね。

はい、そのとおりです。

- 117 この中には地域社会におけるネットワークづくりというのも研究内容として入っているということでおよろしいですか。

はい。

- 118 [REDACTED] とは、大学の近隣の住民の方々に無線LANに入っていたいただくという形で地域社会におけるネットワークづくりを行うものと理解してよろしいですか。

そのとおりです。

- 119 [REDACTED] というのは、システム・ネットワーク論というあなたの研究の実験として行われたものということですね。

ええ、当初は100%そうでした。

120 例えば具体的に [REDACTED] の活動としてあなたが行っていた作業は、どういったことになりますか。活動の内容ですね。

それは長与町の住民の方からインターネットにつなぎたいという要望があったときには、機械を取り付けて、[REDACTED] がプロバイダになってインターネットに接続する。それと同時に、[REDACTED] のホームページの中にはいわゆる SNS、ソーシャルネットワークサービスであるとか、近隣住民の方々をつなぎ合わせるようなコミュニティーの紹介とかがありまして、そういうもので会員の方々をつなぎ合わせるという活動をしておりました。

121 そういう研究の延長ということもあったと思うんですが、この [REDACTED] というのは非営利法人 NPO で、あなた自身も無報酬という形で行われていたということですね。

ええ、そのとおりです。

122 先ほど原告代理人の質問にもありましたけれども、[REDACTED] に関しては大学に兼業許可の申請をしたかどうかは、はっきり覚えてらっしゃらないということでしょうか。

ええ、そうですね。

123 ただ、やるんだったら、土日あるいは夜間 18 時以降でやってください、そういうじゃないとダメですよという話はあったということでしたね。

そうですね。

124 そういう兼業について、土日、夜間以外はダメだということだったんですが、しかし平日にもあなたはやったことがある。つまり平日の昼間にも [REDACTED] の方の事業をやったことがあるということでしたよね。

ええ、そうです。

125 それについて大学の方が認識していたはずだとおっしゃいましたね。

はい。

126 山口事務局長と [REDACTED]について話していたからだと、そういう理由でよろしかったですか。

もちろん山口事務局長だけではなく、それは教員同士の間でもそうでしたし、事務方との間でもそうでしたし、それはどちらかというと公知の事実だったと思っております。

127 陳述書の方でも書いていただいていることですし、先ほどもあったように、山口事務局長が事務局長という立場にあったと考えられているわけですね。

そうですね。

128 その方と話したので、その認識があったと思われるということですね。

もちろん学長にもお話ししましたから、学長もよく御存じの話でした。

129 あなたの陳述書甲117号証の2ページ、第3項の中で、「[REDACTED]に対する締め付けと言えるものは」という記載があるんですが覚えてらっしゃいますか。

いや、正確には。ちょっとその前後が分からないので。

130 「[REDACTED]に対する締め付けと言えるものは、久木野教授の懲戒処分事件が発生してから生じたと言えます」と書いてあるんですが、これは覚えてらっしゃいますか。

はい。

131 具体的に締め付けというのはどういったものなんですか。

先ほども言いましたように、このバイオラボの件がありましたので、「先生、自分自身を守るためにも出勤簿にはんこを押してくださいね。」と。それから、また別の機会には、「どこかへ行かれるときは年休なり出張なりという書類、書面をちゃんと出してくださいね。」というような話でした。それ自身は別に決められてることですから、そのとおりなんですけれども。

132 じゃあ、ここで書いてある締め付けというのは、きちんと所定の勤務時間で出勤簿にはんこを押してくださいということ、兼業等で出る場合には年休を取ってくださいといったことを意味するということで、よろしいですか。

そうです。

133 今ちょっとお話がありましたけれども、年休を取ってくださいと大学の方から言われるようになったということですね。これは陳述書にもありますけれども、例えば他の機関からの依頼で出張する場合といった大学の研究とは別の用事で勤務時間内に出るときには、きちんと年休を取ってくださいねということですよね。

そうだと理解しています。

134 大学における勤務時間については、ちょっと厳密な時間の管理は難しいんじゃないかというお話があったと思うんですね。

はい。

135 これは陳述書であるとか先ほどのお話を伺うと、やはり大学の教授の方というのは自分の専門分野の研究は大学だけではなくて、ほかの場所でも行っていると。そういう形で研究のことを考えている時間は仕事の時間なんだからという理由ですか。

まさにそのとおりです。

136 ただ、就業規則上、勤務時間が決められているということは御存じということでしたね。

ええ、それはどちらかというとわたしがオーケーを出したんですから。

137 そうすると、あなたがおっしゃりたいと思っていることは、確かに勤務時間は決まっていると。ただ、大学の教員として専門分野を研究する時間を厳格に決めてしまうのは難しいということですね。

難しいどころか、やってはいかんことだと思っております。

138 先ほどおっしゃったように、兼業条件として土日あるいは夜間という、いわゆる勤務時間のほかでやってくださいねという条件を付した兼業の許可がなされたということを考えてもらいたいんですが、なぜ兼業の許可というのが必要とされていると思われますか。

どこからそういう話になったのかは実は定かではありませんけれども、開学当初には兼業許可云々というような話は全くありませんでした、それが7年ぐらい続いた後に兼業許可云々の話が出てきたと記憶しております。ですから、それ以前に実態としてわたしなんかも

■■■■■をやっていましたから、平たく言ってしまえば、それは書類上の話だけなんだという理解でした。

139 今、書類上とおっしゃいましたけれども、大学の規則あるいは制度としての兼業許可という制度があるということは、もちろん御存じだったわけですね。

もちろん知っています。

140 伺いたいのは、その兼業許可という制度が設けられているのはなぜかということです。どうしてだと考えられますか。

これも基本的に大学が設立される当初のときに、県職員の規程をそのまま大学の教員にも援用するという、先ほどの話ですけれど、援用させてくださいという話でしたので、それはいたし方ないなという話が真実のところです。したがって、県の側も、我々の側も、実態とは乖離しているんだけど、諸般の手続なり、歴史的な経緯からいたし方なしという判断だったと思っております。

141 県からの引き継ぎというようなことだと思うんですけど、従来あった理由としては、やはり所定の勤務時間内というのは本業に専念すべきであるという趣旨があるというのは理解していただけますよね。

いや、それはきっと違うんだろうと思います。すなわち、朝の9時から5時50分までの間は、いわば大学教員としての職務を遂行して

くださいという意味だとは、わたしは思ってはおりません。

- 142 先ほどおっしゃっていた厳密な時間管理が研究には難しいということがあるので、その部分について、一定程度、本業のために、例えば時間外であるとか研究室外で行うというのは、[REDACTED]が研究の延長として実験的にやられているということからも理解できるんです。ただ、本業と関係ないことをやる場合については、勤務時間外でやってくださいよというのが兼業許可の趣旨なんじゃないですかね。

一般的に兼業許可の趣旨というのは、そういうものだと思っております。

被告人代理人福田

- 143 まず、証人と原告代理人北爪弁護士がベンチャー企業という言葉を使われてましたけれども、この企業というのは正確に言えば、[REDACTED]が法人化された後の話ということでよろしいですか。

いや、基本的にNPOのころからそうだと認識していますけれども。

- 144 そうすると、言葉の定義の問題ではなくて、法人化までは営利を目的としてなかったというは間違いないですか。

もちろん、NPOですから。

- 145 設立のときから証人が立ち上げたということですよね。

はい。

- 146 時間の規程については、あなたのほうで大分異議を唱えた、しかし採用されたということですね。

はい。

- 147 そういうルールについてはしっかり大学のルールとして存在したというのは間違いないですね。

存在したということは間違ひありません。

- 148 さはさりながら、内部では違ったということですね。

はい、実態は違っておりました。

149 そういう規程を無視していいということを理事長が明言しましたか。

いいえ、もちろんしません。

150 学長は明言しましたか。

明言はなさっておりませんけれども、少なくとも、わたしのやって  
いる██████████に対して、いろんな意味で「応援します。」とお  
っしゃっておりましたから、まあ、基本的にはそういうことだろうと  
思いますよ。

151 今ちょっともぞもぞつという感じだったんですけども、要するに、████████  
██████████をやるときには時間内にやってもいいという発言があったわけではな  
いでしょう。

直接的なそういう発言があったとは思っておりません。

152 あなたの方でそういう暗黙の合意みたいなものがあったということなんで  
すけども、しかし兼業従事許可証があったということも当然認識してたとい  
うのは間違いないですね。

はい、間違いありません。

153 多くの教員が9時から5時50分の間にいろいろ業務外のことをしてたと  
いうことでしたかね。

そのとおりです。

154 あるいは、その時間に遅刻したり外に出てたりしてたということですか。

ええ、そうです。

155 あなたを含めたそういうことをしている教員が、大学側に自分がそういうこ  
とをしてますということを自主申告はしましたか。

自主申告というのはどういう意味ですか。

156 つまり、わたしは就業規則はこうですけれども、無視して12時から来ます、  
あるいは早く上がります、あるいは別のことしますということを正直に言

ってた人は当然いないでしょう。

いませんよ、もちろん。はい。

- 157 あなたの方で、大分、大学論について言われてたけども大学というのは基本的に運営方と教員方の信頼関係で成り立っているわけでしょう。

はい。

- 158 そうすると、大学としても、スパイのように教員を監視して本当にやっておるかどうかということはせんわけでしょう。

だと思います。

- 159 大学の教員が時間外にいろいろ頭脳労働したり作業するというのはあなたのやつしゃったことですよね。仮に時間外にそういう教育あるいは研究をしたという前提があれば、勤務時間内に勝手にサボってもいいという意味合いでですか。それとも、そういうわけではないんですか。

そういうわけでは毛頭ありません。

- 160 つまり、大学教員が時間外にいろいろやっているといった実態は分かってほしいということですか。

そうです。時間内にも大学の敷地内にいてないかんというような意味ではないと思っているということです。

- 161 敷地内にある、おらんは別として、勤務時間内はすべて大学の業務をしなくちゃいけないという認識はよろしいですか。

ええ、それとどころか、わたしが生きている1日24時間すべてだろうと思っております。

- 162 先ほど、いろいろ学長なり、事務局長なりが黙認しておったというのはあなたの証言ですかね。ほかにだれか具体的な肩書きと氏名で、この人も認めておったという人はいますか。

ほぼ間違ひなくじゃなしに、はっきりと長与町長はそうだったと思います。

163 いや、大学内です。

教員の先生方の間ではごく常識的な話です。

164 教員は同僚でしょう。経営者サイドで言った人はほかにいるんですか。

いえ、別にいらっしゃるとは思えません。

165 山口事務局長が [REDACTED] を支援するからという話のくだりで、証人はしきりに「だろう、だろう」と証言をされていましたが、それは率直な感想ということですか。

率直な感想というよりは、わたし自身の記憶の中身の話です。

166 そういう記憶あるいは推測からして、大学が黙認していただろうというのが、正確な証言ということでよろしいですか。

そういうことです。

167 百岳事務局長の話が少し出ましたけども、百岳事務局長あるいは大学の経営方の人から証言をするなということを言われたことはないでしょう。

もちろん、証言するなという形で言わされたことはありません。

168 何らかの不利益処分を受ける恐れがあるとおっしゃったけれども、それは具体的にどういう不利益処分を受ける可能性があるんですか。

わたしには具体的にどういう不利益になるのかはよく分かりません。

169 証人がここで証言することが、大学の中で何らかの規程違反になることは、もちろんあり得ないですよね。

だと思っております、はい。

170 あなたはもうすぐ退職されるわけだから、事実上不利益を受けることも考えられないですよね。

それはよく分かりませんが。まあ、そうでしょうね。

原告代理人北爪

171 大学の教員で、9時から午後5時50分までにきちんとといない人もいたとおっしゃっていましたけども、そのことを大学の事務局、あるいは経営者サイ

ドの人が知っているということはあったんですか。

もちろん御存じです。そもそも大学が法人化されたときから就業規則あるいは就労規則みたいなものが各大学の中で出来上がっていったわけですけれども、その中で、多くの大学がいわゆる裁量労働制を探っているわけですから、当然のことながら、経営者サイドの方々も、ほかの大学では裁量労働制を探っているんだけれどもと、百岳事務局長もわたしに対してそういうふうにおっしゃっておりましたからよく認識されていることだと思っております。

- 172 [REDACTED]に関して、NPOの時代と株式会社になってからの時代で、活動状況に何か変化というものはありますか。

もちろんあります。これは株式会社にしなければならない理由があったのでそうしたわけですけれども、新上五島町で無線LANのネットワークを町内全域にひいてほしいという話がありまして、長与町内だけではなく、新上五島町はうちの大学と基本的に提携しておりますので、したがって、この話もその話もそもそも大学から新上五島町へ言わされた話です。それで話は進んでいったわけですけれども、町としてはNPOと事業契約を結ぶことができないと、平たく言えば株式会社にしてくださいということだったので、株式会社に変更することになりました。

- 173 NPOのときと株式会社になってからで、証人の教育、研究業務との関連でいうと違いはありますか。

それは別にありません。

- 174 シーポルト大学設立当時に、兼業許可にしても労働時間の規程にしても県の規程を援用して、実態とは乖離しているけれども、そういう規程を置くことにしたというお話をされましたけども、そのことを県側の方というのは認識されてたんですか。

いや、もちろん県側がそういうふうにおっしゃったんです。

- 175 違反したら当然違反だということで何らかの不利益、ペナルティーがありますよという話はありましたか。

もちろんペナルティーはありませんよという話もありませんでしたけれども、ペナルティーを科しますよという話などは毛頭ありませんでした。

- 176 そういうことをしないという前提での話し合いがあったということですね。

そうですね。そう理解しております。

- 177 陳述書のところで、[REDACTED]が久木野さんのバイオラボの件以降、締め付けがあったというお話がありましたけども、そこで出勤簿とか年休を出してくださいねということを言わされましたと具体的に証言されましたけども、それ以外にあなたの方で締め付けと感じられるようなことってありましたか。

それは各方面であります。それこそ教授会の進行の仕方から、例えば学科長がこれまで教育研究評議会の一員であったのが外されるとかですね。ともかく、大学当局、特に大学経営側が、教員側に対して、言ってみれば、ともかくややこしいことするなど、平たく言えばそういう形でした。それはどんどんと強まっていると思っております。

- 178 今回、この裁判で証人として来ていただいているわけですけども、久木野先生がどういう理由で今回懲戒処分になったかというのは分かりますか。

いわゆる9時から5時50分までちゃんと大学にいてなかつたやないか、服務規程に違反しておると。したがって半年間の停職処分にするんやと伺っております。

- 179 その話を聞いて、あなた御自身のことで不利益を受ける可能性があるとお考えですか。

もちろん。すなわち、どういう意味かと言えば、久木野先生がそ

であったように、わたしも9時から5時50分までの間、きっちり大学にいてたわけではもちろんありませんし。それはなぜなのかという理由も、大学事務当局も、もちろん理事長も、学長も御存じなわけでですから、そういう意味では、久木野先生と同じやないかということになりかねないとは思っております。

原告代理人木佐

180 先ほど被告代理人の質問の中で、兼業許可の趣旨は分かっているかというお尋ねがありまして、その際、本務とは関係ないことだから兼業許可が必要であるということについて、証人はイエス、はいというお答えなさいましたが。

関係ないか、あるかというのは非常に主観的な問題なんだろうとわたしは思っております。ですから、関係あるないにかかわらず、他の団体に所属し、そのため時間を使やすことが明らかである場合には兼業許可をということが、兼業許可証ということの趣旨だろうと思っております。でも、これも県のやつを援用したものですので、そもそも、農家なんかが役所にお勤めになって、家で農業もやっているようなときには兼業許可証を出すんやと、その延長みたいなことなんだろうと思っております。

181 つまり、兼業許可を得て行う業の場合には、いわば指揮監督権が大学あるいは大学の人事管理者ではなくて他のところに移るから、本務と言えるものであっても兼業許可を得なければならぬ場合があると言つていいですか。

それは難しい問題ですが。まあ、でも、そうでしょうね。例えば、わたしなんかは総務省の地域情報化アドバイザーをやっております。総務省から呼ばれてミーティングに参加しろとか副大臣に説明せいとか言われるわけですけれども、そのときは、そうしたら大学の本務なのかと言われたら、本当の話、分からぬです。だから、その辺の線引きは非常に難しいと思っております。

182 おっしゃるとおり、兼業と言わざるを得ないけれども、本務そのものだという重複的なものがありますね。

そうですね。

後に提出する乙第54号証（[REDACTED]沿革写し）を示す

183 平成14年11月にシーポルト大学において、[REDACTED]主催の1周年記念行事を行った。参加者150名とあります。

はい、そうです。

184 これは昼間に開催されましたか。

もちろん昼間です。

185 当時これは厳密な被告側の理解によれば、兼業許可をもらわなければならぬ事案だと理解されますか。

そういうことになるんでしょうね。[REDACTED]がやった記念事業で、大学がやった事業でもありませんし、大学が後援したわけでもありませんので、そういうことになるんだろうと思います。

186 しかし、当時は、これはいわば默認公認された行事で、例えば教室の使用許可とか、そういう手続をきちんととられたんでしょうか。

もちろんそうです。ちゃんと記録が残っていると思いますよ。

187 先生はしかし、休暇の扱いはしていなかったわけですね。

ですね。

#### 裁判官

188 出勤簿について、まとめて押印したということがあったんですか。

はい。

189 いつごろのことですか。

大学が始まって最初の三、四年だと思います。

190 どれぐらいまとめて押していたんですか。

それもあまり記憶が定かでないんですけど、一番ひどいときには本

本当に半年ぐらいやったん違うかなと思います。1ヶ月、2ヶ月は間違いないなくあったと思います。ある意味ではそういうことが日常的であつたので、押印する台帳が事務局の中にありました。それで皆さん押さないので、この話があった後ですけれども、学科の方へ押印する台帳を持っていかれて、研究室の近くですので、それで押印してくださいという話になったという事実からも、それはわたししだけではなくて多くの人がそうだったと思っております。

- 191 出勤簿をきちんと押さないといけないということになったのは、いつからと  
いうことですか。

基本的にはこのバイオラボの話があってからです。

- 192 そうすると、それまでは大学側から出勤簿をまとめて押すように求められて  
いたことがたびたびあったということなんですか。

そういうことです。大学側がまとめて押してくださいと言ったんではなく、わたしがたまたま事務局へ行ったときに、それまでの分を押すというような格好でした。

- 193 毎日出勤のたびに押さないといけないということにはなってなかつたんで  
すか。

ほぼなってなかつたと思います。

- 194 何時に出勤して何時に帰ったとかいうのは何か記録等はあったんですか。

いや、全くありません。ただし、これは推測でしかないんですけども、大学へ車で来ていらっしゃる先生方が多いわけですけれども、その先生方はキーを持っていらっしゃいます。それは電子的に記録されているはずですので、そういう意味では、事務当局としてはわたし  
が何時何分にこここのゲートを通ったとか、研究室のキーカードも、開  
けたら、その時点で何時何分に研究室のかぎが開きました、何時何分  
に閉まりましたというふうなものがありますので、それを事務当局が

管理するということはあり得たかも分かりません。でも、少なくとも教員の側からの申告でないことだけは確かです。

- 195 その関係で、何時に出勤してあるいは何時に帰ったとかいうことについて、何か確認されたり調べられたり、そのようなことを大学側の方からなされたということが今まであるんですか。

全くありません。今に至ってもありません。

- 196 先ほど出勤簿をまとめて押印したことがあったということなんですが、そのときに出勤していない日も合わせて出勤簿に押したという事実があつたのか、なかったのか。そのあたりはいかがですか。

基本的に出張のときには出張という別のはんこが既に押してありますので、そういう意味では、空白になっているところにはんこを押していくというような格好です。

- 197 空白になっているところというのは、出勤していることは間違いないんですか。

別にそうではなくて、先ほどからも言っているように、■■■へ行ってたこともありますので、そういう意味では、そのところへはんこを押すということもあったと思います。

- 198 出勤していないにもかかわらず、出勤していた形で、空白となっているところに押したということもあったということですか。

そう思います、はい。そもそも、出勤という概念が、大学の教員であるわたしとしては、授業を休講にしたとかというのなら別ですけれども、そうではないに、例えば研究室へ行くのが出勤なのかと言われると、いやと首をひねらざるを得ませんので。出勤簿そのものが既にある意味では有名無実だと、わたしなんかは思っております。

- 199 出勤簿をあなたがまとめて押したことについて、それまでに出勤した日ごとにきちんと押していただきたいという趣旨のことを言われたことはなかつ

たんですか。

いいえ。全くありませんし、逆にそのときの事務の方なんかは、「ここまで押しておいてください。」とかって言って、それでわたしに逆にずっと押すことを指示されたぐらいですから。1個1個のことについてちゃんと確認をとられたという記憶というか、そんなことは全くありません。

以上